平成31年度

経営所得安定対策等の概要

農林水産省

はじめに

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

米・麦・大豆等について、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るため、本パンフレットにより対策への理解を深め、対策に加入しましょう。

目　　次

Ⅰ 経営所得安定対策等の概要 4

1 ゲタ・ナラシ対策の交付対象者 6

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 8

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） １１

4 水田活用の直接支払交付金 １５

5 加工用米及び新規需要米の取組計画の申請 １８

6 対策の加入申請・交付手続き ２３

7 交付金の交付スケジュール ２８

8 経営所得安定対策等の実施体制 ２９

9 本対策に加入する農業者の皆様へ ３０

10 農業経営基盤強化準備金制度 ３２

Ⅱ 収入保険の概要 ３４

Ⅲ 需要に応じた生産・販売 ３６

参考 申請手続の電子化について ３９

問い合わせ先一覧 ４０

Ⅰ 経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 【水田・畑地共通】

（所要額：1,998億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

※ 交付対象者の要件については、６～７ページを参照してください。

数量払

生産量と品質に応じて交付

【平成31年産の平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価
小麦	6,940 円/60kg
二条大麦	5,490 円/50kg
六条大麦	5,720 円/50kg

対象作物	平均交付単価
はだか麦	8,230 円/60kg
大豆	9,040 円/60kg
てん菜	7,390 円/ｔ

対象作物	平均交付単価
でん粉原料用ばれいしょ	11,610 円/ｔ
そば	16,840 円/45kg
なたね	9,920 円/60kg

注1：てん菜の基準糖度は、16.3度
注2：でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%

面積払

当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

20,000円/10a（そばは、13,000円/10a）

＜交付単価のイメージ＞

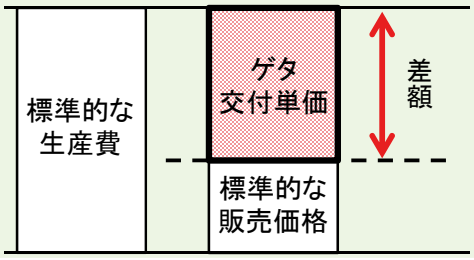

＜数量払と面積払との関係＞

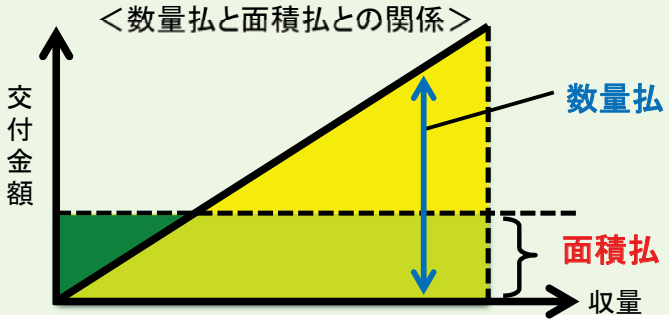

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：740億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

※ 交付対象者の要件については、６～７ページを参照してください。

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の９割を補てん。
（交付対象者と国が1対3の割合で拠出）
積立金は掛け捨てではありません。

〔都道府県等地域単位で算定〕

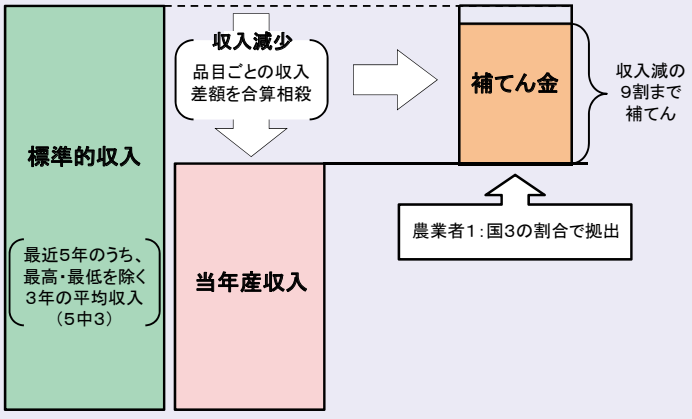

水田活用の直接支払交付金

（概算決定額：3,215億円）

戦略作物助成※1

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35,000円／10a
WCS用稲	80,000円／10a
加工用米	20,000円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円／10a

※1　基幹作のみ対象
※2　飼料用とうもろこしを含む

＜飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）＞

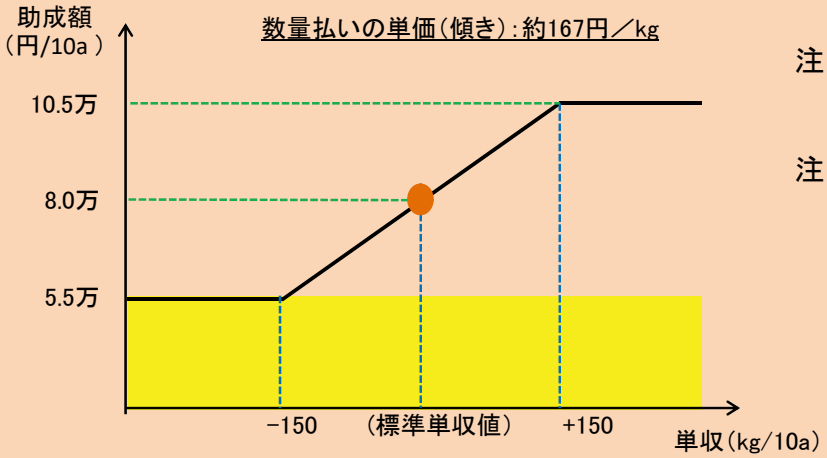

注１：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることを条件とします。
注２：標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

＜標準単収値の作柄調整の考え方＞

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量}}$$

（小数点以下切り上げ）

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

経営所得安定対策等推進事業等

（概算決定額：85億円）

システム運営など経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。
また、都道府県（農業再生協議会）への助成に当たっては、主食用米以外の作物への転換の動きにも配慮します。

1 ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であり、規模要件はありません。また、交付対象となる集落営農の要件も２要件（７ページを参照）ですので、担い手の方が幅広く参加できます。

まだ加入されていない方は、31年産に向けて認定農業者等になって、対策に加入することをご検討ください。

（１）認定農業者になるには

認定農業者になりたい方は、自らが行う農業経営の５年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村に申請します。市町村は、その計画の内容が、市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか等を審査し、認定します。

～認定までの流れ～

農業者自らが
「農業経営改善計画」を作成

↓

市町村へ申請

↓

市町村が認定

↓

認定農業者

都道府県レベルに経営相談体制が整備されているよ！
「農業経営改善計画」の書き方、経営内容の分析などは、市町村、農協、普及指導センター等がサポートしてくれるんだ！

自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模を問わず、認定を受けることができます。

（２）認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等の方は、経営を開始してから５年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村に申請します。市町村は、その計画の内容が、市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか、審査し、認定します。

～認定までの流れ～

新規就農者自らが
「青年等就農計画」を作成

↓

市町村へ申請

↓

市町村が認定

↓

認定新規就農者

「青年等就農計画」の書き方、経営内容の分析などは、市町村、普及指導センター、青年農業者等育成センター、農協等がサポートしてくれるんだ！

既に農業経営を開始している方でも、経営開始５年以内であれば、青年等就農計画を作成し、認定を受けることができます。

（３）こんな集落営農が対象になります

集落営農のゲタ・ナラシ対策の要件については、以下の２要件（「組織の規約の作成」、「対象作物の共同販売経理の実施」）です。

また、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、各市町村が確実に行われると判断するものとします。

組織の規約の作成

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

対象作物の共同販売経理の実施

①集落営農の口座を設けて、②対象品目について組織名義で出荷し、③その販売代金等を組織の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売や出荷をしたすべての構成員に対して配分します。

法人化や農地利用の集積について市町村判断を受けるための流れ

集落営農（特定農業団体を除く。）は、ゲタ・ナラシ対策への加入申請前に市町村へ申し出る。

必要に応じ書類を提出

通知

市町村が判断

集落営農の法人化の取組への支援が受けられるよ！
手続等については、都道府県にお問い合わせください。

都道府県レベルに経営相談体制が整備されているので、集落営農の経営改善や多角化、組織合併などの取組に際し、経営診断を受けたり、専門家に助言を求めたりするのに活用しよう！

※　市町村は、市町村の判断の通知を行った後に、ゲタ・ナラシ対策への加入を希望する集落営農の一覧を作成し、地方農政局等に提出します。

ゲタ・ナラシ対策の**加入申請期限は７月１日**までとなりますので、加入を希望される方は、それまでに交付対象者になっていただくようお願いします。なお、申請手続きについては、23～27ページを参照してください。

また、交付金の交付を受けるまでに農業経営改善計画等が満了する場合、交付金が交付されないことがありますので、再認定の手続きをお願いします。

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額：1,998億円）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。交付対象者の要件については、６～７ページを参照してください。

（１）数量払　【交付単価は31年産に適用】

①　交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

注１：麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
注２：てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。
注３：麦、大豆、そばについては、農産物検査を受検し、一定以上の格付けがなされたものが対象です。

②　交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

注１：31年産の麦（小麦・大麦・はだか麦）・てん菜については、ＴＰＰ１１の発効を踏まえ、改定されております。
注２：全ての品目について、31年度中に予定されている消費税率の引上げまでに、これを考慮した対応を行う予定です。

小麦

（円/60kg）

品質区分（等級/ランク）	１等				２等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種	9,040円	8,540円	8,390円	8,330円	7,880円	7,380円	7,230円	7,170円
上記以外	6,740円	6,240円	6,090円	6,030円	5,580円	5,080円	4,930円	4,870円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
Ａ～Ｄランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

（円/単位数量）

品質区分（等級/ランク）	１等				２等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦（50kg当たり）	5,550円	5,130円	5,010円	4,960円	4,690円	4,270円	4,140円	4,090円
六条大麦（50kg当たり）	6,030円	5,610円	5,480円	5,430円	5,000円	4,580円	4,460円	4,410円
はだか麦（60kg当たり）	8,650円	8,150円	8,000円	7,910円	7,080円	6,580円	6,430円	6,350円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
Ａ～Ｄランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

（円/60kg）

品質区分（等級）	１等	２等	３等
普通大豆	9,940円	9,250円	8,570円
特定加工用大豆	7,890円		

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
特定加工用：豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

（円/t）

品質区分（糖度）	←（+0.1度ごと）	16.3度	→（▲0.1度ごと）
てん菜	＋62円	7,390円	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

（円/t）

品質区分（でん粉含有率）	←（+0.1%ごと）	19.5%	→（▲0.1%ごと）
でん粉原料用ばれいしょ	＋64円	11,610円	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

（円/45kg）

品質区分（等級）	１等	２等
そば	17,470円	15,360円

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

（円/60kg）

品質区分（品種）	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9,940円	9,200円

（参考）平均交付単価

対象作物	数量単価
小麦	6,940 円/60kg
二条大麦	5,490 円/50kg
六条大麦	5,720 円/50kg
はだか麦	8,230 円/60kg
大豆	9,040 円/60kg
てん菜	7,390 円/ｔ
でん粉原料用ばれいしょ	11,610 円/ｔ
そば	16,840 円/45kg
なたね	9,920 円/60kg

【算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{\text{10a当たり生産費（直近3年平均）}}{\text{単収（直近7年中最高・最低を除く5年の平均）}} - \text{販売価格（直近5年中最高・最低を除く3年の平均）}$$

※　面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

（２）面積払（営農継続支払）

①　交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

②　交付単価

営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準

20,000円 ／ 10a （そばは、13,000円 ／ 10a）

※ 面積払は、自然災害により本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、交付されます。

③　交付対象者

対象作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

数量払と面積払との関係

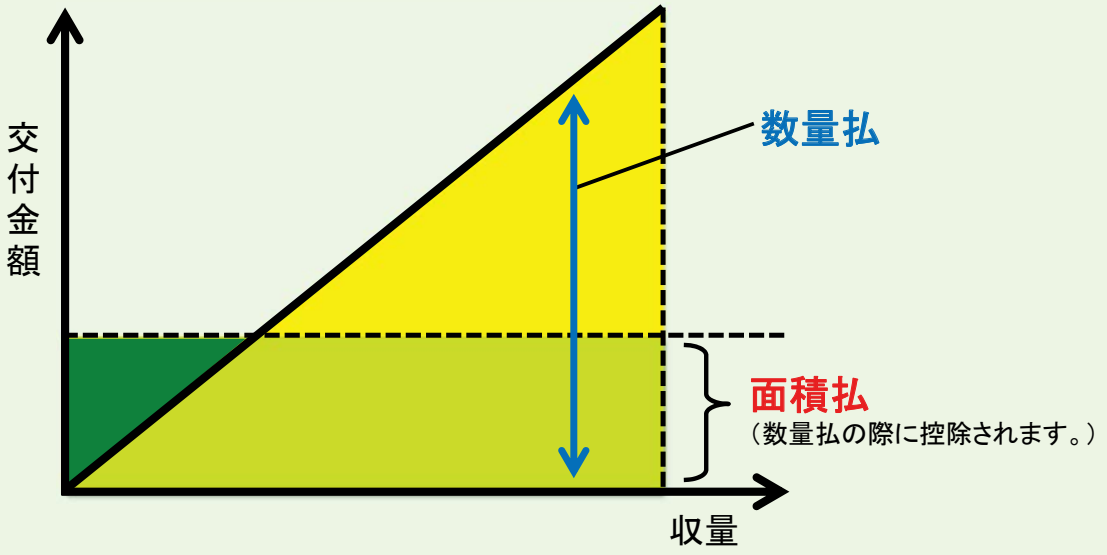

○　面積払については、単収(※)が市町村等別の**基準単収の２分の１未満の場合**、低単収となった**理由書とその証拠書類の提出**があり、自然災害等の合理的な理由があることの確認ができない限り、返還または不交付となりますのでご注意ください。

○　申請されている面積払について、**交付後に返還となる可能性が高いと判断される場合、生産量の確定後、低単収となった理由書等を確認の上、面積払の交付を判断**します。

※ 単収は、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出します。

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：740億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。交付対象者の要件については、６～７ページを参照してください。

【対象農産物】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※１　麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

※２　てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

（１）ナラシ対策の仕組み

○　農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の９割を補てんします。

補てん額　＝（標準的収入額－当年産収入額）×０．９

○　補てんの財源は、農業者と国が１対３の割合で負担します。

○　このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。

○　補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。

〔都道府県等地域単位で算定〕

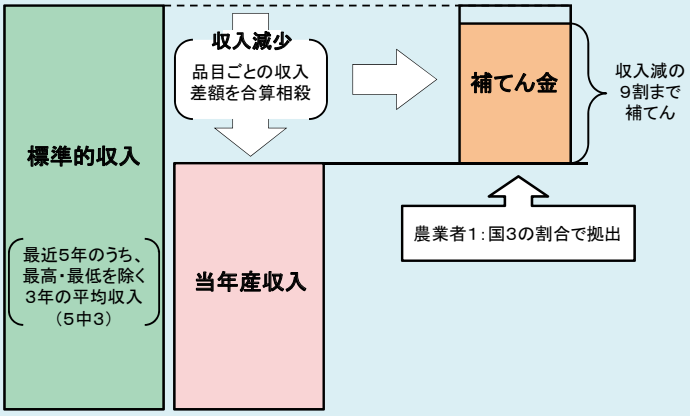

【標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

31年産から収入保険が始まり、セーフティネットの選択肢が増えます！

〈収入保険〉
→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です

又は

〈農業共済〉
→自然災害等による収穫量の減少を補償

＋

〈ナラシ対策〉
→価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

・31年産からは、収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することになります（重複加入はできません。）。

・ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

※　収入保険についての詳細は、34～35ページを参照してください。

（２）31年産ナラシ対策の加入から補てん金支払までの流れ

①　加入申請（積立て申出）　【平成31年４月１日～７月１日】

○　農業者は、様式第1号「経営所得安定対策等交付金交付申請書」の裏面（25ページ参照）に、31年産の米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し、地域農業再生協議会又は地方農政局等に提出してください。

②　積立金の納付　【平成31年５月下旬～７月31日】

○　農業者の積立額（※1）は、国が農業者ごとに算定し、通知します。

※１　加入申請時に申し出た生産予定面積と、毎年５月に告示予定の10a当たり標準的収入額に基づき算定されます。

○　農業者は、国からの通知に基づき、標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額（10%コース）又は20%の収入減少に対応する積立額（20%コース）のいずれかを選んで積立金を納付（※2）してください。

農業者の積立額（20%コースを選択した場合）

＝標準的収入額（品目ごとの「農業者ごとの生産予定面積×地域ごとの10a当たり標準的収入額」の合計）×20% × 9割 × 1/4（注）

＝標準的収入額 × 4.5%

（注）　農業者1：国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が農業者の負担（積立額）となります。

※２　20%コースを選択した場合で前年産からの繰越しがある場合は、前年産からの繰越分を差し引いた額を納付します。

＜積立額（加入時）の算定例＞

Aさん（生産予定面積が米6ha、大豆4ha）が20%コースを選択した場合

品目	Aさんの生産予定面積 ①	Aさんの地域の10a当たり標準的収入額 ②	Aさんの標準的収入額 ③=①×②	Aさんの積立額（加入時） ④=③の合計×4.5%
	（ha）	（円/10a）	（円/10a）	（円）
米	6	125,000	7,500,000	
大豆	4	20,000	800,000	
合計			8,300,000	373,500

ナラシ対策への加入手続はこれで完了です！

③　補てん金の交付申請　【翌年４月１日～４月30日】

○　補てん金は、収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績（生産実績数量（※1））に基づき、支払われます。

○　農業者は、4月30日までに、交付申請書とともに生産実績数量の証明書類（※2）を地方農政局等に提出してください。

※１　生産実績数量について

1　米
　農産物検査3等以上のもの（種子は除く）で、主食用として収穫した年度の3月31日までに
　①　JAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
　②　農業者又は農業者から委託を受けた者（JAや集荷業者以外）が、消費者等に販売することとしたもの
　が対象です。

2　麦、大豆等
　畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

※２　生産実績数量の証明書類について

生産実績数量の証明書類は、
①　農産物検査結果証明書
②　出荷契約書又は出荷伝票
などです。

これらの証明書類は決して捨てずに、交付申請まで大切に保管してください。
また、交付申請した年度の翌年度から5年間は大切に保管してください。

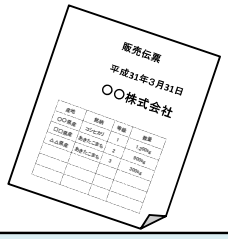

④　積立額の確定　【翌年５月下旬～６月頃】

○　国において、出荷・販売実績（生産実績数量）から換算した面積（面積換算値）に基づき、積立金を再計算し、積立額を確定します。

○　再計算した積立額が加入時の積立額よりも
　①　少ない場合　→　加入時の積立額との差額を返納します。
　②　多い場合　　→　加入時の積立額が確定した積立額となります。

＜積立額（確定）の算定例＞ Aさん（生産実績数量　米25,000kg、大豆8,000kg）の場合

品目	Aさんの生産予定面積	Aさんの生産実績数量 ①	地域の31年産単収 ②	面積換算値 ③＝①÷②	地域の10a当たり標準的収入額 ④	Aさんの標準的収入額 ⑤＝③×④	Aさんの積立額（確定） ⑥＝⑤の合計×4.5%
	（ha）	（kg）	（kg/10a）	（ha）	（円/10a）	（円/10a）	（円）
米	6	25,000	500	5	125,000	6,250,000	
大豆	4	8,000	200	4	20,000	800,000	
合計						7,050,000	317,250

⑤　補てん金の算定・支払　【翌年５月下旬～６月頃】

○　補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づき算定し、5月下旬から6月頃に支払います。

○　地域の31年産単収が平年単収の9割を下回った場合は、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん金の額から共済金相当額を控除します。

補てん金の額
＝（標準的収入額（品目ごとの「農業者の面積換算値 × 地域の10a当たり標準的収入額」の合計）
－当年産収入額（品目ごとの「農業者の面積換算値 × 地域の10a当たり当年産収入額」の合計））
×９割－共済金相当額

＜補てん金の額の算定例＞

（※　共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。）

①　標準的収入額と当年産収入額を算出します。

品目	Aさんの面積換算値 ①	地域の10a当たり標準的収入額 ②	Aさんの標準的収入額 ③＝①×②	地域の10a当たり31年産収入額 ④	Aさんの31年産収入額 ⑤＝①×④
	（ha）	（円/10a）	（円）	（円/10a）	（円）
米	5	125,000	6,250,000	105,000	5,250,000
大豆	4	20,000	800,000	24,000	960,000
合計			7,050,000		6,210,000

②　標準的収入額と31年産収入額の差額の9割を算出します。

Aさんの標準的収入額 ⑥＝③の合計	Aさんの31年産収入額 ⑦＝⑤の合計	Aさんの収入差額の9割 ⑧＝（⑥－⑦）×９割
（円）	（円）	（円）
7,050,000	6,210,000	756,000

ナラシ補てん金としてAさんに支払われます。

③　②のうち、4分の3を国、4分の1を積立金で補てんします。

Aさんの収入差額の9割 ⑧	うち、国からの補てん額 ⑨＝⑧×0.75	うち、農業者積立金からの補てん額 ⑩＝⑨÷３
（円）	（円）	（円）
756,000	567,000	189,000

確定した積立額（317,250円、13ページ参照）から、補てんに充てられた額（189,000円　⑩）を差し引いた額（128,250円）が、翌年産に繰り越され、積立金の一部に充当されます。

4 水田活用の直接支払交付金

（概算決定額：3,215億円）

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

（１）交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

（２）支援内容

① 戦略作物助成※1

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35，000円/10a
WCS用稲	80，000円/10a
加工用米	20，000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55，000円～105，000円/10a

※1 基幹作のみ対象
※2 飼料用とうもろこしを含む

＜飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）＞

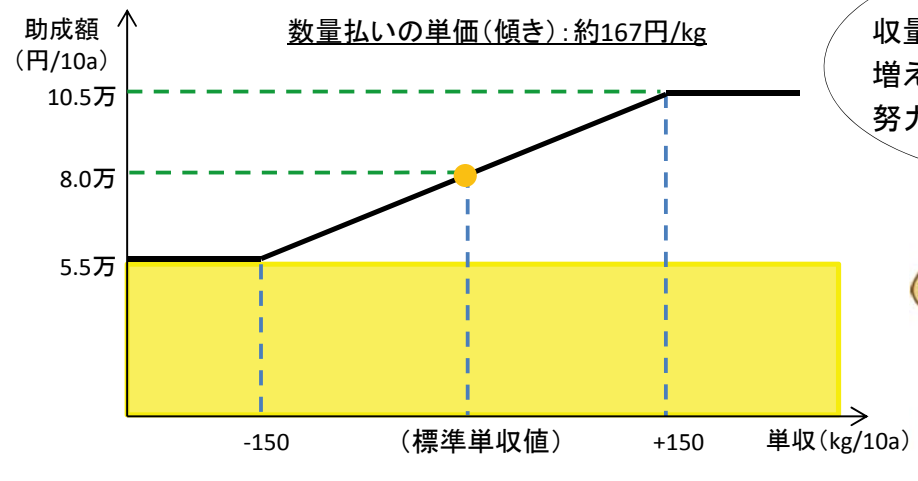

- 数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量確認を受けていることを条件とします。
- 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

＜標準単収値の作柄調整の考え方＞

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10アール当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10アール当たり平年収量}}$$

（小数点以下切り上げ）

② 産地交付金

基本的運用

- 地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物等	取組内容	追加配分単価
飼料用米 米粉用米	多収品種の取組	12，000円/10a
そば なたね	作付けの取組 ※ 基幹作のみ。	20，000円/10a
新市場 開拓用米	作付けの取組 ※ 基幹作のみ。	20，000円/10a
畑地化	交付対象水田からの除外	105，000円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を行います。

① 転換作物拡大加算（１０，０００円/10a）
転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて配分。

② 平成31年度緊急転換加算（５，０００円/10a）
平成31年度に限り、転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成30年度より減少した場合に、その面積に応じて配分。

③ 高収益作物等拡大加算（２０，０００円/10a）
主食用米の面積が平成30年度より減少し、高収益作物等※の面積が拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※ 高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

助成内容の設定

- 助成内容は以下のルールに即して設定します。

① 地域における水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に資する取組に対する助成とすること

② 経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと
（例：品位の低いもののみへの加算）

③ 主食用米、備蓄米、不作付地への助成は行わないこと

④ 地方農政局長等が特に必要と認めた場合を除き、所得増加に直接寄与しない作物（景観形成作物等）への助成は行わないこと

（３）31年産における需要に応じた生産の推進策

【 30年度 】

① 転換作物拡大加算（1.0万円/10a）

・ 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米の面積が29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を追加配分。

【 31年度 】

① 転換作物拡大加算（1.0万円/10a）

・ 左記と同様の内容で継続支援。

（ ②と合わせると、1.5万円/10a。 ）

② 平成31年度緊急転換加算（５千円/10a）（H31限り）

・ 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米の面積が30年度より減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を追加配分。

③ 高収益作物等拡大加算（2.0万円/10a）（新規）

・ 地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米の面積が30年度より減少し、高収益作物等※の面積が拡大した場合に、その面積に応じて産地交付金を追加配分。ただし、30年産で高収益作物等を減少させた協議会は、31年産で当該減少面積の１／２以上を拡大させることが要件。

※高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

④ 産地交付金の県枠（１割以上）の設定・拡大（新規）

・ 当初配分のうち１割以上は、県段階で支援内容を決定し、重点品目の単価を上乗せ。

⑤ 産地交付金の留保解除時の傾斜配分（新規）

・ 留保解除時に、各都道府県における転換作物の増減に応じて傾斜配分。

（４）水田フル活用ビジョン

- 「水田フル活用ビジョン」は、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物振興の設計図となるものです。
- 産地交付金による支援は、「水田フル活用ビジョン」に基づく取組に対して行われることになります。

＜水田フル活用ビジョンの内容＞

○ 取組方針

- 作付の現状、地域が抱える課題
- 作物ごとの生産の取組方針（非主食用米の作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携、活用施策など）
- 作物ごとの作付予定面積
- 平成32年度の目標（作付面積、生産量等）

○ 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等

- 支援対象となる品目、具体的な使途（取組内容）、支援単価
- 各使途ごとの3年後の取組面積の目標　等

都道府県段階及び地域段階の協議会での検討を経て作成の上、5月31日までに都道府県から国に提出

5 加工用米及び新規需要米の取組計画の申請

加工用米や飼料用米等の新規需要米に取り組む場合は、あらかじめ米加工業者や畜産農家等の需要者と販売契約等を締結した上で、７月１日までに国に必要書類を添付した『取組計画』を提出し、取組計画の認定を受けてください。

なお、加工用米や新規需要米について、**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、19ページの『加工用米・新規需要米・備蓄米の適正流通』に留意の上、適切な出荷・流通を行ってください。

取組計画の申請時の留意事項

● 加工用米や新規需要米に取り組まれる方は、「取組計画申請書」に以下の書類等を添付して**最寄の農政局等に必ず７月１日までに提出**してください。

期限を過ぎて提出された場合は、取組計画の認定を受けることができません（交付金の対象となりません）ので、**提出期限は厳守**してください。

【「取組計画申請書」に必ず添付する書類】

① 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者との間で、販売数量などを記載した**「販売に関する契約書の写し」**等

② 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者等が作成した**「買い受けた米を他の用途に転用しないこと」を誓約した誓約書**

【用途や取組内容に応じて提出する書類】

① ほ場を特定して生産し、当該ほ場の全収穫量を販売契約数量とする「区分管理方式」を選択する場合、農業者が作成した**「区分管理計画書」**

② 新規需要米に取り組む場合、農業者等が作成した**「ふるい下米等の低品位米を寄せ集めて出荷しないこと」等を誓約した誓約書**

③ 米粉用米に取り組む場合、需要者が作成した**「米粉用米の使用実績等整理表」**

④ 加工用米に取り組む場合、農業者等が作成した**「加工用米の取扱状況」**、需要者が作成した**「加工用米の仕入状況等」**

⑤ 上記以外にも、作成・提出していただく書類がある場合がありますので、詳しくは最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。

⑥ 取組主体となる集荷業者等に出荷する場合は、当該集荷業者と出荷契約を締結してください。（なお、新規需要米の場合は、②の内容を契約書に盛り込むことで、農業者が作成する②を省略することができます。）

様式等はこちらから
⇒ http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/

重 要　加工用米・新規需要米・備蓄米の適正流通

加工用米や飼料用米等の新規需要米及び備蓄米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取り組みに当たっては、以下の点に留意してください。

1　出荷時の留意事項

● 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。

① あらかじめ、**飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』**で取組むことを選択した場合は、**『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』を出荷**（※）してください。
※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金の支払ができません。（20ページ参照）

② 主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う**『一括管理方式』**で取組む場合は、**当初の契約数量を出荷することが原則**ですが、作柄変動による変更を行うことができます。（以下の２参照）

（注）変更後の契約数量は30kg単位で調整することができます。

● 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。（21ページ参照）

● 加工用米や新規需要米を**集出荷した実績を国に報告**してください。

2　「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

● 加工用米、新規需要米及び備蓄米に「一括管理」で取り組み、**作柄変動が生じた場合**は、以下の方法で算出した数量に**契約数量を変更することができます**。

① 契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を用いて算出
・当初の契約数量×（作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収）
（上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる）

② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
・当初の契約数量×（当該農業者の実単収／当該農業者の配分時の単収）

③ 自然災害等により減収した場合
・当初の契約数量－（加工用米生産予定面積／全ての水稲作付面積×減収量）
（注）減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量

※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

3　加工用米及び新規需要米の販売先や用途の変更手続き

● 加工用米及び新規需要米は、**あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途で供することが原則**ですが、

① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、

② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、**真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で販売先や用途を変更**することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。

● なお、承認を受けずに他の需要者に販売したり他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が行われますので注意してください。

4　こんな行為は違反です！

● 加工用米、新規需要米及び備蓄米として生産した米を**主食用米として販売**

● 主食用米から発生した**「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷**

● 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を**飼料用米に水増しして出荷**

● 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された**「ふるい下米」を他の用途に販売**

国は、飼料用米等の出荷状況を確認することがあります！

5　もし、不適正な出荷が行われたら、

● 加工用米、新規需要米及び備蓄米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、

① **名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する**

② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の**全ての交付金を返還**

③ 当該取組の**認定を取り消す**とともに、**一定期間**、新規需要米や加工用米の**取組を認めない**（**捨てづくり**が確認された場合も同様）

などの措置が講じられます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

● 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★　不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！

食糧法に基づく措置

遵守事項

チェック
☑ 紙袋等の包装への用途の表示

＜罰則＞
・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則[注]が適用されます。

不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取り扱い

① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。

② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、

ａ．紙袋等の包装に用途を表示
（米粉用米は粉、飼料用米は飼、加工用米は加、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示）

ｂ．需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

注：１年以下の懲役又は100万円以下の罰金

米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

チェック
☑ 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
☑ 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
☑ 用途限定米穀の場合その用途を記録

＜罰則＞
・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則[注]が適用されます。

流通ルートの特定

米・種もみ※を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、３年間保存する必要があります。

※ 米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地※1、数量、年月日、取引先名、米穀の用途※2等

※１ 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

※２ 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」などの用途を記載

注：50万円以下の罰金

（参考）米トレーサビリティ法のその他の内容

事業者間※における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米を農協や業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、産地を商品の容器・包装等に記載することにより伝達する必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

＜罰則＞
・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。
・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/

米トレーサビリティ法 検索

立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。ご協力をよろしくお願いします。

（参考）水田における麦、大豆、非主食用米等の所得（10アール当たりのイメージ）

（単位：千円／10a）

		販売収入 ①	経営所得安定対策等の交付金			収入合計 ③=①+②	経営費 ④	所得 ③－④	労働時間 （時間/10a）
			②	うち 畑作物	うち 水田活用				
小麦		14	79	44	35	93	48	45	5
大豆		25	62	27	35	87	46	41	8
飼料用米 米粉用米	単収が標準単収値となる場合	7	80	—	80	87	63	24	24
	多収品種を用いて単収が標準単収値＋150kg/10aとなる場合	9	117	—	117	126	75	51	25
そば		14	49	29	20	63	26	37	3
なたね		18	54	34	20	72	37	35	7
主食用米		123	—	—	—	123	83	41	24

注１）販売収入

- 小麦、大豆、そば、なたねの販売収入は、平成24年産から平成28年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- 飼料用米、米粉用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。
- 主食用米の販売収入は、平成24年産から平成28年産までの農産物生産費統計の全国平均について、平成30年産の価格動向を踏まえて補正し算定。

注２）交付金

- 水田活用の直接支払交付金について、単収が標準単収値＋150kg/10aになった場合は、多収品種での取組による1.2万円/10aの産地交付金の追加配分が加算され、戦略作物助成の収量に応じた上限単価10.5万円/10aが適用されるとして算定。
- そば、なたねの水田活用の直接支払交付金の交付金額については、産地交付金により地域の実情に応じて設定されるが、平成25年度までの助成金額を用いて算定。

注３）経営費及び労働時間

- 小麦、大豆は、平成28年産の農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- そば、なたね、主食用米は、平成29年産の農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- 飼料用米、米粉用米の経営費については、単収が標準単収値と同じとなる場合は、主食用米の機械を活用するため、主食用米の経営費から農機具費及び自動車費の償却費を控除。単収が標準単収値＋150kg/10aになる場合の経営費及び労働時間は、標準単収値と同じとなる場合から、150kgあたりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。

6 対策の加入申請・交付手続き

（1）「交付申請書」と「営農計画書」を提出してください

交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を、７月１日までに提出する必要があるんだね。書類はどこに提出すればいいのかな。

書類の提出先は、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、ＪＡ等）又は地方農政局及び県域拠点等（国）です。

申請者		提出先窓口
農業者	➡	地域農業再生協議会（市町村、ＪＡ等）又は地方農政局、県域拠点等（国）

※　申請手続の電子化により、申請者が自宅のパソコン等で申請を行うことも可能となるように検討しています。（詳細は39ページをご覧ください。）

交付申請に関する誓約事項･個人情報の取扱いの確認

- 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」を確認していただいた上で、交付申請書を作成してください。
- また、「個人情報の取扱い」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に〇を付けていただくことで、申請書等の内容を皆様に確認していただく手間が減ります。

様式第１号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

1　経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。
　また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。

2　**出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から５年間保管**し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

3　以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。

（1）交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合

（2）正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合

（3）営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**（捨てづくり）ことや、**正当な理由なく、出荷・販売をしていない**こと、**その他交付要件を満たす取組が行われていない**ことが判明した場合

（4）**必要書類が保管されておらず**、要件を満たすことが確認できない場合や**提出を拒む**場合

（5）**地方農政局等による立入調査に応じない**場合

様式第１号別添

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に〇を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注１）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関（注２）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等（注１）	農業災害補償制度（収入保険を含む）、荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地問題解決加速化支援業、農地集積・集約化対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、国産飼料増産対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、飼料生産型酪農経営支援事業、農業者年金事業　等
機関等（注２）	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区　等

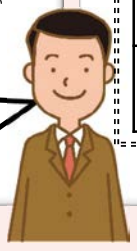

どちらとも重要な事項が記載されておりますので、必ずお読みください！

（２）交付申請書の記載例

様式第１号（表面）

様式第１号Ａ

経営所得安定対策等交付金交付申請書

平成 31 年産

農林水産大臣　殿

「経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
　また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続　新規

昨年に引き続き申請される方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に〇印付けて付けてください。

申請年月日　平成31　年　月　日

申請年月日を記入してください。

①交付申請者欄

フリガナ	ノウリン　タロウ
氏名又は法人・組織名	農林　太郎
フリガナ	
代表者氏名（法人・組織のみ）	
住所	（〒　123 － 4567　） 東京都千代田区霞が関１－２－１

申請印：農林

性別：男　女

生年月日：明治・大正・昭和・平成　年　月　日

経営形態：☐個人　☐集落営農（構成員　人）　☐法人

認定状況：☐認定農業者　☐認定新規就農者　☐集落営農（ゲタ・ナラシ対象）　☐認定なし

該当する経営形態、認定状況に☑チェックしてください。

電話番号（※連絡のとれる電話番号を記入してください（携帯可））：0 1 2 － 3 4 5 － 6 7 8 9

法人番号：

氏名、住所を記入して押印してください（認印でも構いません）。氏名、住所などが印字されている方は、内容を確認してください。訂正が必要な場合は訂正してください。

【個人又は法人が記載】収入保険の加入状況		【集落営農が記載】収入保険に加入している構成員の有無（「有」の場合、当該構成員の人数）	
加入している	加入していない	有　（　人）	無

※「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）」及び「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）」に申請される方は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。
※ナラシに申請される方は、⑤の対象農産物の生産予定面積等（収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積等）を記載してください。また、生産予定面積等に基づく積立金を本年７月末までに納付する必要があります。
※ゲタ交付金（数量払・面積払の両方）を申請するを選択された方は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積」欄を記載する必要があります。

該当する項目に〇印を付けてください。
また、集落営農の構成員に収入保険加入者がいる場合は当該人数を記載ください。

②交付申請内容（　年産の申請の「する」「しない」欄に〇を付けてください）※前年産の申請状況は参考です。

交付金名→	水田活用の直接支払交付金の申請		畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請			収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請	
					面積払を申請しない		
年産の申請	する	しない	する	しない	はい	する	しない
（参考）前年産の申請状況	有		有			無	

申請する交付金には「する」に、しない交付金には「しない」に〇印を付けてください。

③交付対象作物等の確認（該当する欄に〇を付けてください）

交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無		交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無		交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	
主食用米	ある	ない	てん菜	ある	ない	新市場開拓用米	ある	ない
小麦	ある	ない	でん粉原料用ばれいしょ	ある	ない	飼料作物	ある	ない
二条大麦	ある	ない	飼料用米	ある	ない	そば	ある	ない
六条大麦	ある	ない	米粉用米	ある	ない	なたね	ある	ない
はだか麦	ある	ない	WCS用稲	ある	ない	産地交付金の地域振興作物	ある	ない
大豆	ある	ない	加工用米	ある	ない			

交付金を申請する交付対象作物には「ある」に、しない作物には「ない」に〇印を付けてください。

※「水田活用の直接支払交付金」等の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となりますので、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

④各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください）

登録済の振込口座			「個人情報の取扱い」に記載された内容について
変更なし	新規	変更あり	同意する

交付申請者管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

【地域協議

該当する欄に〇印を付けてください。

次に続きます

様式第1号（裏面）

⑤ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の積立て申出（ナラシ申請者が記載）

年産収入減少影響緩和交付金（ナラシ）について、本年7月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記入してください。
※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積を記入してください。

⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択（ナラシ申請者が記載）

該当するものにレ印を記入してください。
なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

□	10%の減収に対応した積立金を納付予定	□	20%の減収に対応した積立金を納付予定

本年の積立コースのいずれかに☑チェックしてください。

⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況（ゲタ・ナラシの申請者が記載）

□	過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑧ 農地の有効利用の実施状況（ゲタ・ナラシ対象者が記載）

□	現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

確認事項に☑チェックしてください。

（３）交付申請書に添付して提出する書類

① 交付対象者であることが確認できる書類

- 認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- 認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し
- 特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- 集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類（通帳の写し等）、総会資料の写し（決算書類など）

注1：前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます。（新規・変更がある場合は提出が必要です。）。
注2：交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化するなどの場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

② その他（以下に該当する方は、書類が必要です）

- 初めて経営所得安定対策等の交付金を申請する方や、これまでの交付金の振込口座を変更される方及び、ブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」を提出してください。（ただし、既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。）。

（４）営農計画書の記載例

様式第2号

○○農政局長　殿（北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長）※地域農業再生協議会長経由

年産における農地の利用計画を申請します。

（　　年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。）

作成者	氏名又は法人、組織名	フリガナ　ノウリン　タロウ 農林　太郎　印	法人、組織の代表者氏名	フリガナ	
住所	（〒 123 － 4567 ）	東京都千代田区霞が関１－２－１	電話	012－345－6789	
			FAX		
			経営形態	☑ 個人　☐ 集落営農（構成員　人）　☐ 法人	

印字されている氏名、住所などを確認いただき、押印してください（認印でも構いません）。訂正が必要な場合は訂正してください。

【農業共済加入状況（加入予定）記入欄】
加入している又は加入予定の場合は「○」を記入してください。

農業共済加入状況（含加入予定）記入欄
※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入

農作物共済		畑作物共済			
水稲	麦	大豆	そば	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
○	○	○			

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

【交付対象農地区分】
水田活用の直接支払交付金の対象農地について、交付対象水田は「１」、交付対象外水田は「２」です。畑地は「３」です。

地域農業再生協議会に確認の上、記入してください。

【作期】
二毛作の場合は「２」となります。例えば、大豆を基幹作物とし、小麦を二毛作とするときは、大豆の作期を「１」、小麦の作期を「２」と記入してください。

【畑作物】
畑地で畑作物の直接支払交付金のみの対象となる場合も記入してください。

農地の利用計画記入欄（農地転用を行った場合は、その転用面積は

ほ場欄（注１）	農地の番号 耕地番号	農地の番号 分筆番号	地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分（注2）	作期	面積（本地面積）	作物作付面積	作物名（注3）	自家消費該当	多品
	0001	001	上野1	1	1	100 18	100 18	主食用水稲		
	0002	001	上野2	1	1	59 82	59 82	主食用水稲（種子生産ほ場）		
	0003	001	上野3	1	1	45 34	45 34	醸造用玄米		
	0004	001	上野4	1	1	21 07	21 07	飼料用米		
	0005	001	上野5	1	1	10 04	10 04	調整水田		
	0006	001	上野6	1	1	16 74	16 74	大豆		
	0006	001	上野6	1	2	16 74	16 74	小麦		
	0007	001	上野7	1	1	28 22	28 22	WCS用稲		
	0008	001	上野8	1	1	29 84	29 84	小麦（種子用麦）		
	0009	001	中野1	1	1	37 28	37 28	飼料作物		
	0010	001	中野2	1	1	30 44	30 44	飼料用米・生もみ		
	0011	001	中野3	3	1	19 85	19 85	なたね		
	0012	001	中野4	1	1	22 18	22 18	ブルーベリー		
	0013	001	下町1	1	1	1 94	1 94	ホウレンソウ		
	0014	001	下町2	2	1	56	56	白菜	○	
	0015	001	下町3	2	1	10 64	10 64	自己保全管理		
	0016	001	上畑	3	1	40 00	40 00	小麦		

（注1）一つのほ場で二毛作に取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において

（注2）「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表

（注3）「作物名」欄には、主食用水稲（一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場）、麦（小麦、二種子用そば）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物、米粉用米、飼料用米良通年施行等）を全てのほ場について記入する。

（注4）「多収品種」欄には、区分管理で米粉用米、飼料用米の作付に取り組む場合において、多収品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記する

【自家消費該当】
出荷・販売を一切行っていない場合は、○を記入してください。

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください（記入されている場合は内容を確認していただき、訂正が必要な場合は訂正してください。）。

畑作物の直接支払交付金（面積払）を申請される方は、実際の作物ごとの作付面積（予定を含む）を必ず記入してください。

年　月　日

水稲単収	kg/10a

畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積
（認定農業者、要件を満たす集落営農、認定新規就農者が対象）

対象畑作物		生産予定面積※1	対象畑作物	生産予定面積※1
麦	小麦	a ㎡ 56 74	そば	a ㎡
	二条大麦	a ㎡	なたね	a ㎡ 19 85
	六条大麦	a ㎡	てん菜	a ㎡
	はだか麦	a ㎡	でん粉原料用ばれいしょ	a ㎡
大豆		a ㎡ 16 74	収穫後交付を希望する※2	する

※1　ゲタの面積払に係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」は、下記（1）～（5）を参照の上、記入してください。
（1）水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計。
（2）麦は、数量払の対象とならない種子用麦及び麦芽原料用麦（ビール用麦等）を除いた面積。
（3）大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆及び黒大豆を除いた面積。
（4）そばは、数量払の対象とならない種子用を除いた面積。
（5）なたねは、数量払の対象とならない食用植物油脂用以外のものを除いた面積。
※2「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「する」に○を付けてください。なお、一部の品目のみ希望する場合は、右下の「記入欄」に収穫後交付を希望する対象畑作物名を記入してください。

水稲用途別作付面積

用途		農業者記入欄 出荷・販売契約数量	農業者記入欄 生産予定面積	担当者記入欄（確定値を記入） 出荷・販売契約数量	担当者記入欄（確定値を記入） 生産予定面積	担当者記入欄（確定値を記入） 作況調整後の出荷・販売契約数量
主食用米		kg 10,500	a ㎡ 210 00	kg	a ㎡	kg
※新規需要米①	WCS用稲	kg	a ㎡	kg	a ㎡	kg
	米粉用米	kg	a ㎡			
	飼料用米（生もみ除く）	kg 1,053	a ㎡ 21 07			
	飼料用米（生もみ）	kg 1,411	a ㎡ 28 22			
	青刈り稲		a ㎡			
	新市場開拓用米	kg	a ㎡			
※加工用米②		kg	a ㎡			
備蓄米		kg	a ㎡			
合　計			a ㎡			

水稲を作付される方は、用途別に記入してください。

※①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記載すること。

は本地面積及び作付面積から除いてください）

多収品種（注4）	品種名	地権者（権原を有する者）（注5） 住所地・氏名	改善計画の達成予定年	転換畑該当年月等（注6）	畑地化（注7）	備考
1	タカナリ		H31			不作付地の改善計画
				営田16年4月		

【多収品種、品種名】
区分管理で米粉用米、飼料用米の作付に取組む場合において、多収品種を用いる場合は「１」、それ以外の場合は「２」と記入してください。また、「１」の場合は「品種名」欄に品種名も記入してください。

【不作付地の改善計画】
平成29年度までに「調整水田等の不作付地の改善計画書」を提出された方は、「調整水田等の不作付地の改善計画書」に記載した「達成予定年」を記入し、備考欄にその旨記入してください。

【転換畑該当年月等】
転換畑該当年月等は転畑○年○月、植栽造成は植栽○年○月、新規開田は新田○年○月等必要に応じて記載してください。

幹作として作付した作物は「１」、二毛作として作付した作物は「２」と表記することで区別する。

象となる畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「１」を、取組の翌年度以降は「２」又は「３」を記入する。

等）又は種子用麦）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、なたね（食用植物油脂用、その他）、そば（普通そば又は用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理、土地改

ることで区別する。また、「１」の場合は「品種名」欄に品種名も記入する。

水田活用の直接支払関係【地域農業再生協議会担当者記入欄】

○交付金に係る面積について、現地確認等を踏まえて確定面積等

戦略作物等関係（水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当）

対象作物		基幹作物作付面積	二毛作作付面積
麦		a ㎡	a ㎡
大豆		a ㎡	a ㎡
飼料作物（除くWCS用稲）		a ㎡	a ㎡
	うち青刈り稲（※1）	a ㎡	a ㎡
	うち子実用とうもろこし	a ㎡	a ㎡
		a ㎡	a ㎡
	出荷・販売数量（数量払い対象）	玄米 kg	
		もみ kg	
飼料用米（生もみ）		a ㎡	a ㎡
水稲作付面積		a ㎡	
差し引き面積		a ㎡	

産地交付金関係（水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当）

対象作物	基幹作物作付面積	二毛作作付面積
そば	a ㎡	a ㎡
高収益作物（※2）	a ㎡	
畑地化面積	a ㎡	

※1　青刈り稲には、飼料作物以外のわら専用稲等を含む。
※2　高収益作物は、園芸作物等のうち、産地交付金の支払対象（見込み含む。）となっている面積を記入する。

記入欄	

7 交付金の交付スケジュール

（１）交付金に関するスケジュール（予定）

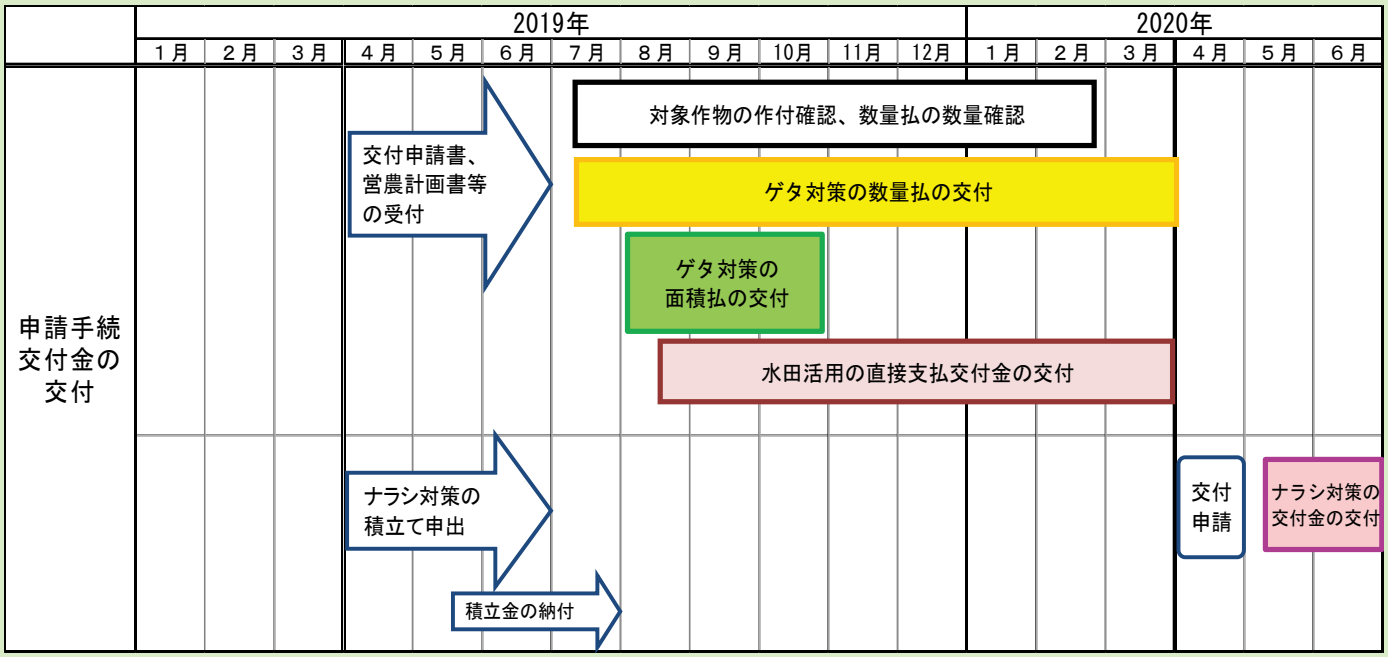

（２）交付申請書･営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、７月１日までに、県域拠点等又は地域農業再生協議会に提出してください。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入される方は、同時期までに加入申請（積立て申出）を行った上で、７月31日までに積立金を納付することになります。

（３）交付金の交付時期（予定）

①	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	
	ア　面積払	：生産年　８月　～　10月頃
	イ　数量払	：生産年　７月　～　３月頃
②	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	：生産年翌年５月　～　６月頃
③	水田活用の直接支払交付金	：生産年　８月　～　３月頃

注：上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。

（４）交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類（当年産の出荷・販売伝票の写し等）及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注：農産物検査の結果がわかる書類については、ゲタ・ナラシ対策の対象作物、水田活用の直接支払交付金のうち、飼料用米、米粉用米で必要となります。

8 経営所得安定対策等の実施体制

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金については、国が申請者に直接交付金を交付する仕組みですが、交付金の申請手続・支払事務等が円滑に進められるよう、都道府県・市町村等地域段階において設置されている農業再生協議会と連携・協力した推進体制を構築し実施します。

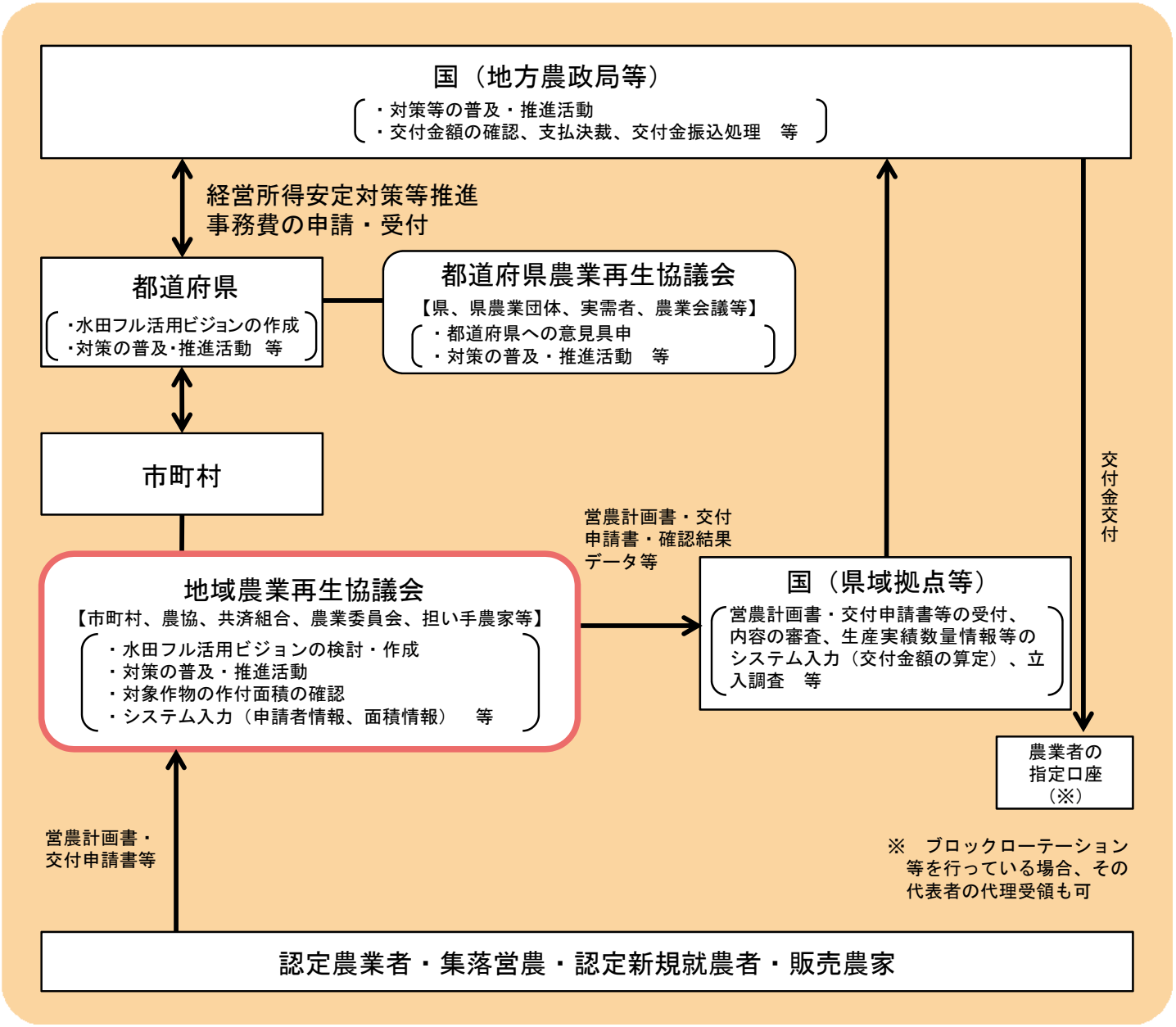

（参考）農業再生協議会

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に当たっては、各地域で農業再生協議会を設立し、対策の普及・推進活動、対象作物の作付面積等の確認等を行います。

また、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていけるよう、戦略作物助成の対象作物の需要に応じた生産振興をはじめ、担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、行政と農業団体、担い手農家等が協力して推進する体制を整備しています。

9 本対策に加入する農業者の皆様へ

経営所得安定対策等交付金に申請される方は、次の事項を良くお読みになり、本対策における適正な交付金の交付にご協力願います。

（１）立入調査の実施等について

経営所得安定対策等において、交付金が適正に交付されているか等の確認を行うために、国の職員が、現地に出向き申請書類や現地ほ場等の調査を実施しています。

関係書類等は５年間大切に保存していただき、調査へのご協力をお願いします！

①　調査の種類

- **定期点検調査**・・・営農計画書どおりに作付されているか、作物の生育状況等を確認します。
- **特別調査**・・・・・関係機関等から提供された情報について、さらに詳細な調査を行う必要がある場合に行います。

②　調査の内容（定期点検調査）

対象者が交付申請した全ての交付金を対象に以下の調査を実施

- **営農計画書に係る調査**
  営農計画書どおりの作付か、適切な生産が行われているか等について確認
- **産地交付金に係る調査**
  産地交付金が適正に支払われているか等について確認
- **出荷・販売等に係る調査**
  ・　対象畑作物（原料）の加工品を製造・販売しているか等を確認
  ・　申請数量（ナラシ）に交付対象外米穀（種子用、未検査米、規格外米）の数量が含まれていないか等を確認

③　調査結果後の対応

調査した結果、誤っているものについては、面積等を修正し、交付金額の再計算を行った上で、交付金の返還等の手続きを行います。

また、本調査の拒否、故意的な違反行為を行っていた場合は、直ちに、交付金を返還していただきます。

（２）適切な生産の徹底について（捨てづくりの防止）

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。

② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。

- 新市場開拓用米、加工用米
  当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
- 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米
  交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値から150kg/10aを差し引いた値に満たない
- その他の作物（ゲタ対策の面積払の交付申請が行われているものを除く）
  近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される
- ゲタ対策の面積払の交付金
  交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の1／2に満たない

③ 自然災害等の合理的な理由がないなど、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

（３）農業者年金との重複申請防止について

－ すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ －

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。

農業者年金に関することは、市町村農業委員会にお問い合わせください。

（４）農業経営の承継等について

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続若しくは、農業経営の承継等に関する手続きを行ってください。

① 相　　続：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等

② 合　　併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等

③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等

④ 法 人 化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続きに関することは、お近くの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。

10 農業経営基盤強化準備金制度

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取組を支援します。

（１）特例措置の内容

○　農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

○　さらに、農業経営改善計画などに従い、５年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳 ※1できます。

注）この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳 ※2し、青色申告により確定申告（初年は税務署に事前に届出）をする必要があります。

※１　圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。

※２　一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

（例）　３年間積み立てて、４年目に農地等を取得した場合

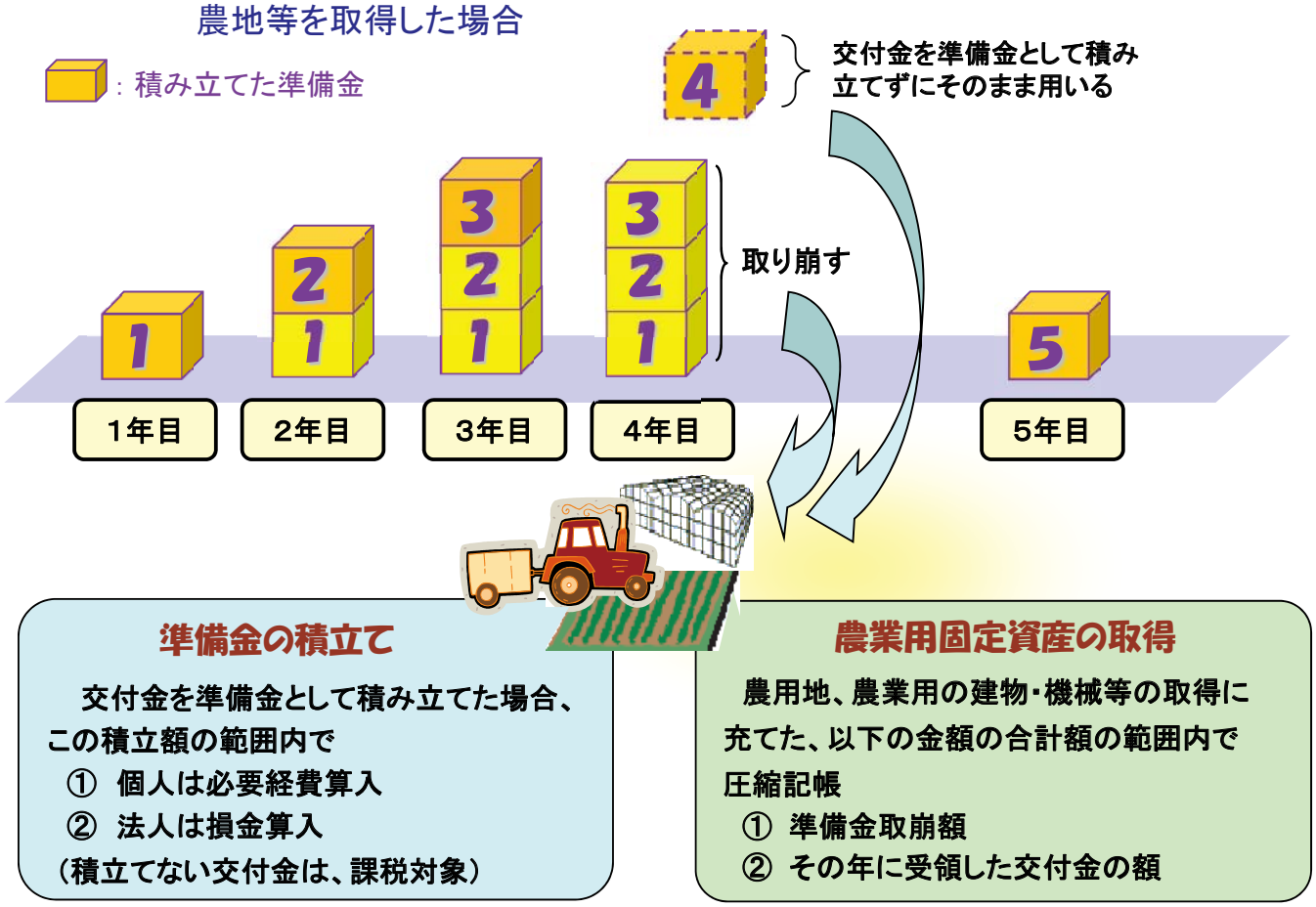

準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

① 個人は必要経費算入

② 法人は損金算入

（積立てない交付金は、課税対象）

農業用固定資産の取得

農用地、農業用の建物・機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

① 準備金取崩額

② その年に受領した交付金の額

注：積立てた翌年（度）から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額（益金）に算入され、課税対象となります。ただし、算入された年（度）内に対象固定資産を取得すれば、必要経費（損金）に算入できます。（H25年に積み立てた準備金は、H31年に5年を経過し、H31年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。このため、当該準備金を必要経費に算入するには、H31年末までに、農業経営改善計画に基づき、農用地や農業用機械等を取得する必要があります。）

（２）適用を受けるための手続

○　農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、**対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要**です。

○　この証明・申請手続については、お気軽に地方農政局等にお問い合わせください。

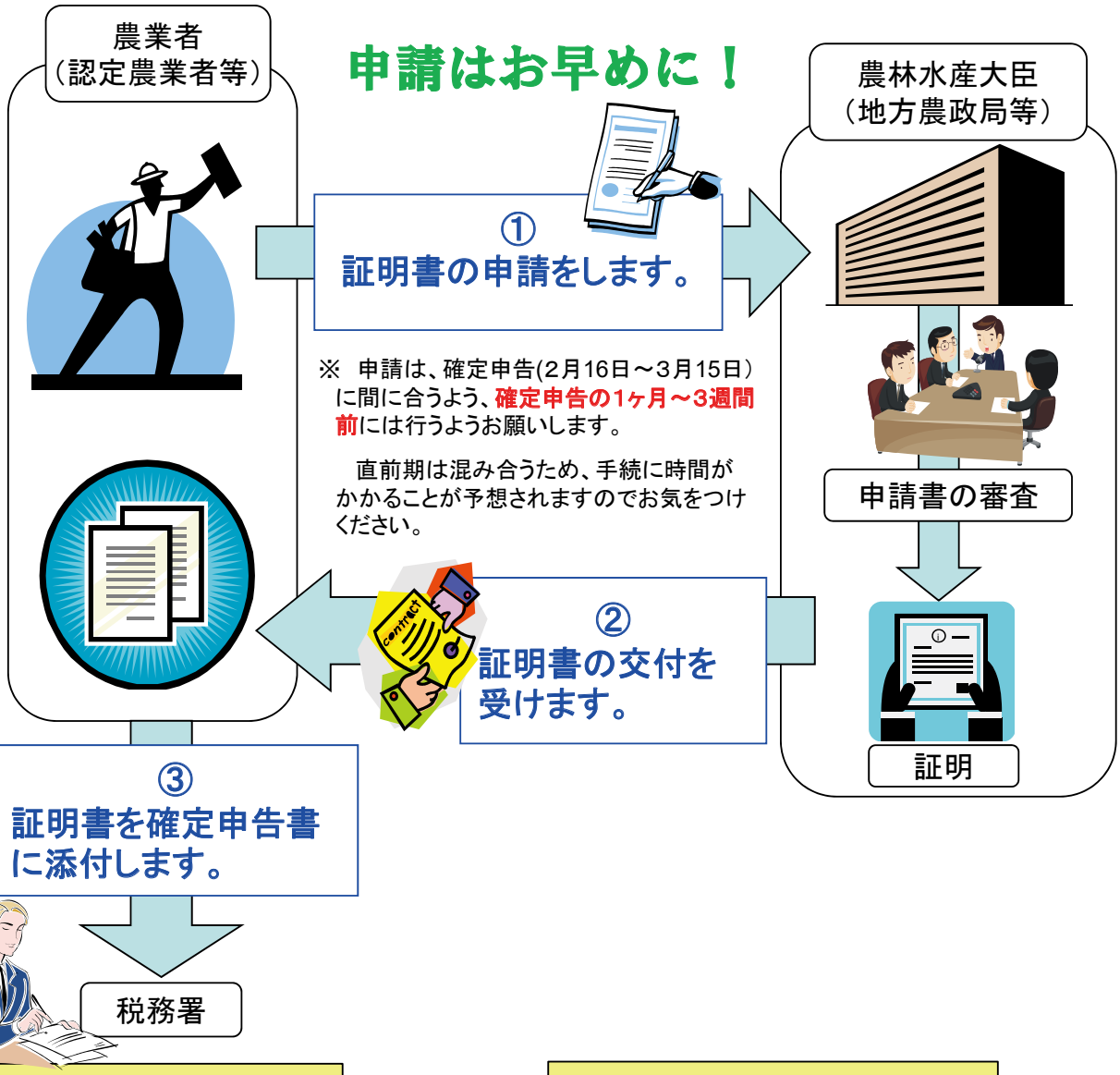

積立時の証明の申請書類

㋐　証明申請書
㋑　準備金に関する計画書兼実績報告書
㋒　交付金の交付決定通知書等の写し
（対象となる交付金に関する積立年(事業年度)のもの）

㋓　農業経営改善計画等の写し
㋔　貸借対照表等の財務諸表
（前年の確定申告書の控用の写し(2年目以降の申請の場合に必要)）

取得時の証明の申請書類

㋐　証明申請書
㋑　準備金に関する計画書兼実績報告書
㋒　交付金の交付決定通知書等の写し
（対象となる交付金に関する積立年(事業年度)のもの）

㋓　農業経営改善計画等の写し
㋔　貸借対照表等の財務諸表
（固定資産の取得に準備金を充当する場合）
㋕　取得した固定資産の領収書等

Ⅱ 収入保険の概要

全ての農産物を対象に、**自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償**します。

【対象者】

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※　青色申告（簡易な方式を含む）の実績が１年分あれば加入できます。

【対象収入】

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※　簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。

※　一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。

※　肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

【補てんの仕組み】

○　保険期間の収入が基準収入の９割（５年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の９割（支払率）を上限として補てんします。

※　基準収入は、農業者ごとの過去５年間の平均収入（５中５）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※　補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。

※　「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

○　農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※　保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。

※　積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

＜収入保険の補てん方式＞　※５年以上の青色申告実績がある者の場合

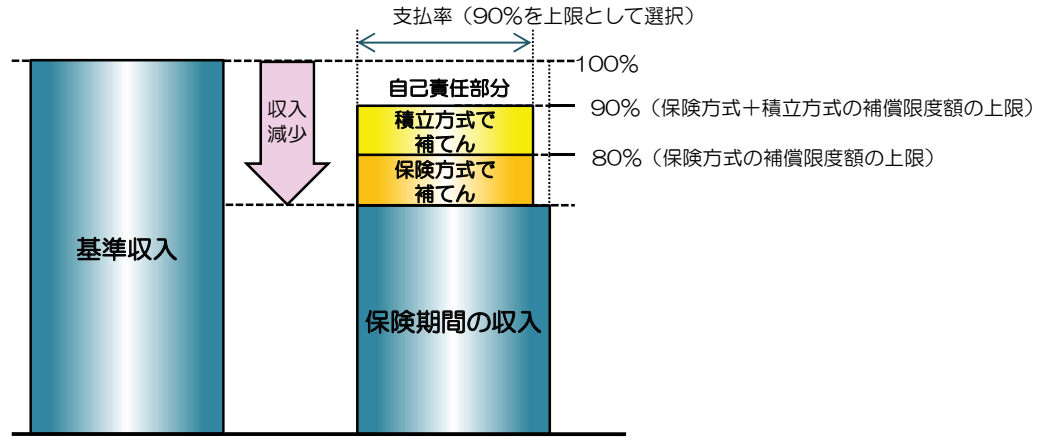

過去５年間の平均収入（５中５）を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

基準収入が1,000万円の農業者が補償限度90%（保険80%＋積立10%）、支払率90%を選択した場合の試算

○農業者が用意すべきお金

	＜加入1年目＞	＜2年目以降＞
・保険料（掛捨て）	7.8万円	7.8万円±α
・積立金（掛捨てではない）	22.5万円	（22.5万円）前年に積立金の取り崩しがなく、前年と基準収入が変わらない場合は、0
・事務費	2.2万円	2.1万円
合計	32.5万円	

○補てん金額

収入減少の程度（保険期間の収入）	補てん金の合計	保険方式（保険金）	積立方式（特約補てん金）	補てん金を含めた保険期間の収入（対基準収入）
20%（800万円）	90万円	0万円	90万円	890万円（89%）
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）
100%（　0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）

※１　保険料には50%の国庫補助があり、補償限度80%の場合、保険金額の1.08%です。
※２　積立金には75%の国庫補助があり、積立金額の25%です。
※３　事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）の合計です。

＜加入・支払等手続のスケジュール＞

※ 保険期間が平成31年１月～12月の場合のイメージです。
※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の１年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

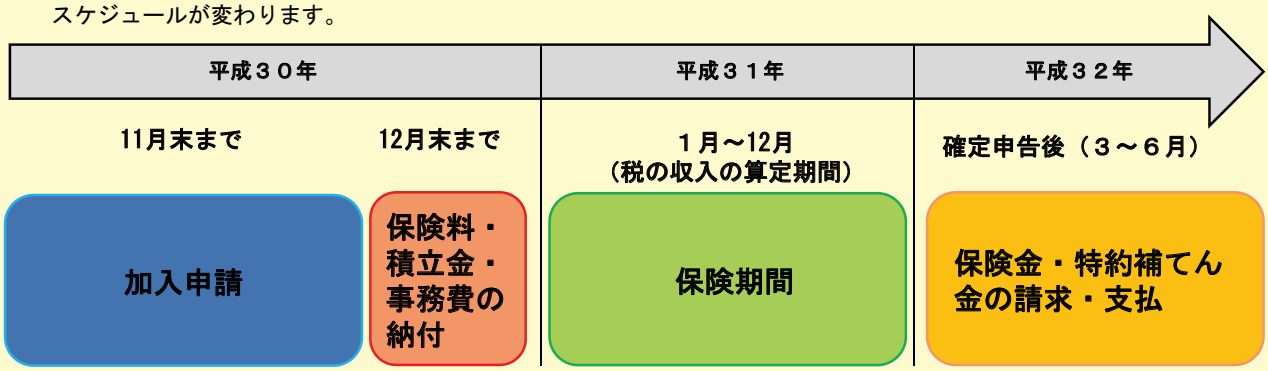

※ 保険料・積立金は分割支払も可（最終の納付期限は保険期間の８月末）

ポイント

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。
それぞれの制度ごとに、補償内容や掛金などが異なりますので、シミュレーション（試算）してみることが大事です。

収入保険について、補償内容、シミュレーション（試算）など詳しいことは、最寄りの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】
http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html （全国農業共済組合連合会ホームページ）

※　収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会（ＮＯＳＡＩ全国連）のホームページでご覧になれます。

▶ 収入保険　NOSAI　検索

Ⅲ 需要に応じた生産・販売

生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

米政策の基本的考え方

○ 平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるようにしました。
○ 農林水産省としては、
① 地域の水田において作付方針の検討を行うといった重要な役割を担う農業再生協議会に対し、必要な支援を行うとともに、
② 水田活用の直接支払交付金による麦、大豆、飼料用米等戦略作物への支援を通じて水田フル活用を推進するほか、
③ 需要見通しや価格動向等についての一層きめ細かな情報提供や、事前契約等の安定取引の拡大に向けた働きかけを行う
など、安心して需要に応じた生産に取り組めるよう努めてまいります。

全国の需給見通し

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（平成30年11月28日公表）

○ 平成31/32年の需給見通しは、以下のとおり策定され、平成31年産主食用米等生産量は718～726万トンと設定されました。

【平成31/32年の主食用米等の需給見通し】

（単位：万ﾄﾝ）

平成31年6月末民間在庫量	A	188
平成31年産主食用米等生産量	B	718～726
平成31/32年主食用米等供給量計	C＝A＋B	906～914
平成31/32年主食用米等需要量	D	726
平成32年6月末民間在庫量	E＝C－D	180～188

・ 近年の人口減少による需要減をより的確に反映するため、算出方法の見直しを行った。

・ 過去の実績を用いたトレンドで将来の1人当たり消費量を推計し、それに将来の人口（推計）を乗じて、726万トンと見通す。

・ 平成32年6月末民間在庫量が安定供給を確保できる水準（180万トン）となる718万トンから平成31/32年の需要見通しと同水準の726万トンまでと8万トンの幅をもって設定。

（参考） 6月末民間在庫量の推移

（単位：万ﾄﾝ）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
民間在庫量	212	216	181	180	224	220	226	204	199	190

きめ細かな情報の提供について ①

各産地の作付動向等の一層の見える化

○ 農業再生協議会の重要な役割である、地域の水田においてどのような作物をどれだけ作付けるかの検討が円滑に行えるよう、
① ３月には、県ごとの水田フル活用ビジョンの検討状況等を聴取し、当年産の県レベルでの作付動向の情報を公表
② ５月には、県ごとに加え、地域農業再生協議会ごとの作付動向を公表
○ ９月末には、当年産の県及び地域農業再生協議会ごとの作付状況を公表。

（イメージ） ○○県の平成31年産米等の中間的取組状況（平成31年4月末現在）

地域農業再生協議会	主食用米		戦略作物					
			飼料用米		加工用米		WCS	
	30年産実績（ha）	31年産の動向（対前年実績）	30年産実績（ha）	31年産の動向（対前年実績）	30年産実績（ha）	31年産の動向（対前年実績）	30年産実績（ha）	31年産の動向（対前年実績）
A 町	779	→	10	↘	63	↘	28	↘
B 町	1,130	↗	65	→	97	↘	80	→
C 市	9,207	↗	540	↘	556	↗	32	↗
D 市	6,288	→	1,160	→	996	↗	84	↘
E 町	1,265	→	78	→	205	↘	12	↘
F 町	3,182	→	255	↘	451	↘	4	↘
G 町	1,998	→	464	→	66	↗	56	↘
H 市	2,846	→	88	↘	350	↗	61	↗
I 町	858	→	72	→	37	→	5	→
J 町	1,166	↗	13	↗	24	↗	33	↘
（略）	（略）							

（略）

31年産は、30年産実績と比較し、「↗：増加傾向」「→：前年並み傾向」「↘：減少傾向」で分類。

きめ細かな情報の提供について　②

各産地別需給・価格情報等の一層の見える化（「米に関するマンスリーレポート」による情報提供）

各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、産地別の需給・価格、販売進捗・在庫等の情報を取りまとめた**「米に関するマンスリーレポート」(※)を毎月発行**。

(※)「米に関するマンスリーレポート」は、以下のリンク先に掲載しております。
URL：http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html

○ 特集（不定期）

その時々の米に関するトピックなどを掲載

- 酒造好適米の31年産需給見通し（30年10月）
- 事前契約の取組状況（30年4月）
- 業務用向けの販売実態について（30年3月）
- 酒造好適米の29年産生産状況（30年2月）　等

○ 産地別契約・販売状況

各産地及び全国116産地品種銘柄の集荷・契約・販売状況を、毎月調査・公表

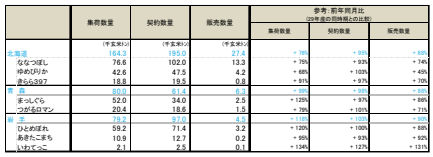

○ 産地別事前契約の状況

各産地の事前契約の取組状況を、調査・公表

産地	29年度 集荷数量 ①	うち事前契約 ②	事前契約比率 ②/①	うち複数年契約 ③	複数年契約比率 ③/①	30年度（平成30年10月末現在） 集荷数量	事前契約数量
北海道	373.0	183.1	49%	142.6	38%	164.3	179.3
青　森	145.6	54.1	37%	37.0	25%	80.0	53.7
岩　手	124.9	91.3	73%	83.1	67%	79.2	92.2
宮　城	155.8	118.7	76%	103.7	67%	105.3	124.3
秋　田	243.5	90.5	37%	62.8	26%	189.6	182.2
山　形	207.8	71.9	35%	19.8	10%	104.0	89.0
福　島	165.1	50.2	30%	43.7	26%	106.6	50.6
茨　城	72.4	24.5	34%	2.5	3%	56.2	16.0

米に関するマンスリーレポート目次

■ 特集記事
Ⅰ 米の需給・契約・販売
Ⅱ 米の在庫情報
Ⅲ 米の価格情報
Ⅳ 主食用米以外（輸出を含む）
Ⅴ 支援事業等
Ⅵ 消費動向
Ⅶ ＭＡ米（一般・ＳＢＳ）の動向
Ⅷ その他

※　別冊の資料編には、各項目に対して、より詳細なデータや過去の実績を掲載しているほか、麦・大豆などの価格情報についても掲載。

○ 産地別民間在庫量の推移

各産地別、出荷・販売段階別の在庫量を、毎月調査・公表

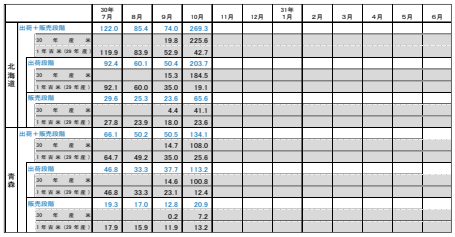

○ 相対取引価格・数量状況

全国116産地品種銘柄の相対取引価格・数量を、毎月調査・公表

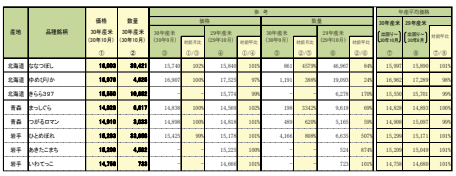

※ 相対取引価格のほか、スポット取引価格、小売価格（POSデータ）を掲載するとともに、別冊資料編では、麦や大豆の産地品種銘柄別取引価格を掲載

「米に関するマンスリーレポート」の提供情報の拡充等

「米に関するマンスリーレポート」の掲載情報の拡充を図るとともに、毎月のマンスリーレポートの公表に合わせ、見所を要約した簡易版を作成し、内容及び手法の両面から情報提供を充実。

掲載情報の拡充【新たな調査を開始】

30年６月分から、米販売業者（卸売業者）が精米販売を行ったものについて、販売先別（小売業者向け、中食・外食業者向け）に調査を開始。（平成30年10月号から掲載）

【米販売事業者における販売数量及び販売価格の動向】

1　販売数量の動向（対前年比）

	30年6月	7月	8月	9月	10月	11月	6月~10月累計
小売事業者向け	102%	102%	100%	101%	101%		101%
中食・外食事業者等向け	97%	98%	99%	98%	101%		99%

2　販売価格の動向（30年6月を基準にした値動き）

小売事業者向け

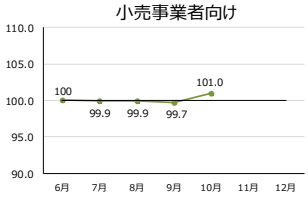

中食・外食事業者等向け

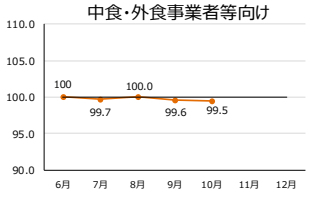

情報提供方法の工夫

より多くの方々に気軽に手にとってもらえるよう、見所を要約した簡易版を作成し、メールマガジンでも発信。

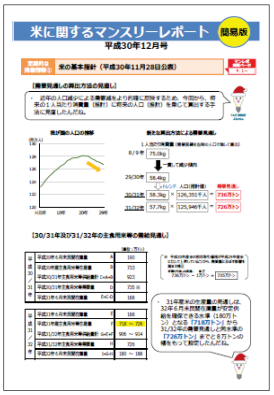

米穀周年供給・需要拡大支援事業で産地の自主的な取組を支援します。

○ 需要に応じた生産が行われたとしても、豊作等により需給緩和が生じる可能性があることから、産地ごとにあらかじめ生産者等が積立を行った上で、自主的に長期計画的な販売や輸出など他用途への販売を行う場合に支援する米穀周年供給・需要拡大支援事業を措置しています。
○ また、業務用途への安定取引の拡大に向けて、産地と中食・外食の実需者とのマッチングを推進しています。

全国事業

産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組を支援（定額）
民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、展示商談会を支援。
→ 生産者と実需者の連携（マッチング）促進による安定供給の拡大

産地

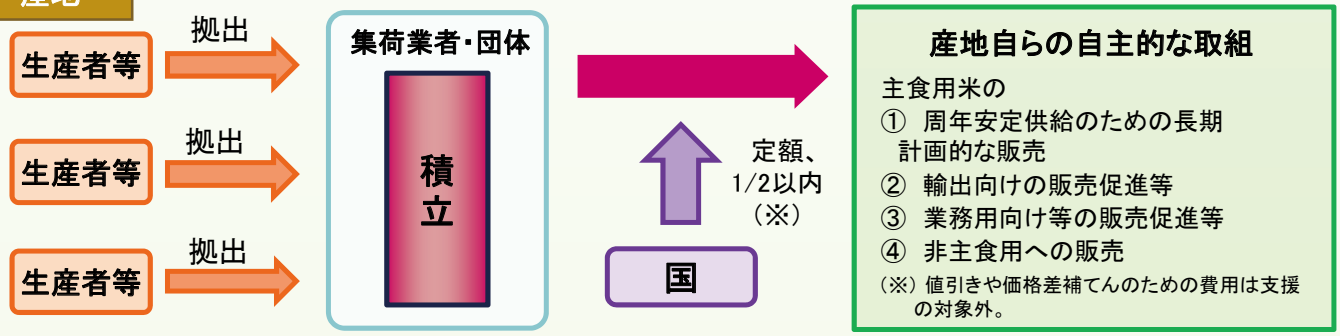

31年産に向けた「備蓄米」の運用改善について

○ 備蓄米は、不作により供給が減少する事態等に備えて蓄えておく、国民にとって重要な役割のあるお米です。
このため、産地がより取り組みやすくなるよう31年産に向けて以下の改善を行いました。

① 優先枠の拡大

・ 入札における産地ごとの**優先枠※を大幅に拡大**しました。
・ さらに、産地は31年産の落札実績を**32年産から34年産まで優先枠として維持**することができます。
これにより、31年産の備蓄米にしっかり取り組めば、今後も他産地と競合することなく、継続的・安定的に備蓄米に取り組むことが可能です。

※「優先枠」とは、各都道府県別に入札枠を設け、他産地と競合することなく優先的に入札できるようにする仕組み。このため、産地では備蓄米の安定的な取り組みが可能。

② 国への引渡時期について

・ **収穫後、速やかな国への引き渡しが可能**となります。（※ 最速で9月から国への引き渡しが可能。）
これにより、産地での保管管理経費などが軽減され、国からの保管料も産地の倉庫などに早期に支払われることとなります。

“コメ海外市場拡大戦略プロジェクト”により飛躍的なコメ輸出拡大を目指します。

我が国のコメの消費量が毎年約8万トン減少していく中で、食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図っていくためには、海外市場に積極的に進出し、輸出を拡大していくことが喫緊の課題です。
→ コメ・コメ加工品の輸出目標「600億円」の目標年次である平成31年に向け、コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、戦略的に輸出に取り組む関係者を特定し、それらが連携した個別具体的な取組を強力に後押しします。

（※）米菓・日本酒等の原料米換算分を含む。

参考 申請手続の電子化について

生産者が自宅のパソコン等から、経営所得安定対策等の申請手続が出来るようにシステム整備を進めていきます。

申請手続の電子化の概要

経営所得安定対策等の申請は、紙により申請手続が行われていましたが、IT技術が進む中、パソコンを利用してほ場管理をおこなっている農業者の方などから、営農計画書の電子申請ができればありがたいといった声があります。

このため、近い将来、電子申請もできるように、営農計画書のデータを一元管理し、関係機関で共有するシステムの開発を計画しているところです。

※農業者からの申請内容等は、集約した作付面積データ等を多目的に活用し、農業者の皆さんに有用な情報を提供するためデータ連携ができるように進めていきます。

期待される効果

農業者(申請者)

- 電子申請により書類作成等の負担軽減
- 認定農業者申請システムとの連携により、添付書類(認定書の写し)が省略可能

地域農業再生協議会

- 申請書の配布・回収・データ入力等の負担軽減
- 現地確認によるデータ再入力の負担軽減

申請手続の電子化スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度以降
電子化等の検討	特定の地域で実証・検証	一部地域で試行的運用	対象地域を順次拡大

2018年度から電子化の検討を行い、2019年度から特定の地域で実証を行いながら、全国一体的なデータベース機能等の基本的な機能を構築し、2020年度から一部地域において試行運用することを予定しています。

※電子申請に係る実証及び試行に御興味・御協力いただける協議会は御連絡ください。

実証(2019年度)

○時期:2019年4～7月
○対象:担い手(申請者)、協議会等
○実施内容
・簡易システムを使用し、仮データにより一連の事務処理を複数回実施
・協議会担当者や担い手(申請者)による画面操作性の向上等を実証
・実証結果をシステム構築に反映

試行(2020年度)

○時期:2020年2月～(そのまま本格実施へ移行)
○対象:担い手(申請者)、協議会等
○実施内容
・実際のシステムを使用し、本番データにより一連の事務処理を実施
・申請の手続きは、担い手(申請者)が実施
※ 紙申請が直ちにできなくなることではありません。

問い合わせ先一覧（地方農政局等）

平成31年4月1日より

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
北海道農政事務所	札幌地域拠点地方参事官室	011-330-8822
	函館地域拠点地方参事官室	0138-38-9007
	旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303
	釧路地域拠点地方参事官室	0154-99-9047
	帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402
	北見地域拠点地方参事官室	0157-23-4172
東北農政局	青森県拠点地方参事官室	017-777-3512
	岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129
	宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105
	秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720
	山形県拠点地方参事官室	023-622-7247
	福島県拠点地方参事官室	024-534-4157
	福島県拠点いわき駐在所	0246-23-8517
関東農政局	茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186
	栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315
	群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685
	埼玉県拠点地方参事官室	048-740-5866
	千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617
	東京都拠点地方参事官室	03-5144-5258
	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176
	山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016
	長野県拠点地方参事官室	026-234-5575
	静岡県拠点地方参事官室	054-200-5500
北陸農政局	新潟県拠点地方参事官室	025-228-5290
	富山県拠点地方参事官室	076-441-9307
	石川県拠点地方参事官室	076-203-9140
	福井県拠点地方参事官室	0776-30-1619

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
東海農政局	岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407
	愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552
	三重県拠点地方参事官室	059-228-3199
近畿農政局	滋賀県拠点地方参事官室	077-522-4274
	京都府拠点地方参事官室	075-414-9084
	大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657
	兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951
	奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981
	和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832
中国四国農政局	鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256
	島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490
	岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577
	広島県拠点地方参事官室	082-228-9483
	山口県拠点地方参事官室	083-922-5255
	徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132
	香川県拠点地方参事官室	087-883-6503
	愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989
	高知県拠点地方参事官室	088-875-2151
九州農政局	福岡県拠点地方参事官室	092-281-8261
	佐賀県拠点地方参事官室	0952-23-3136
	長崎県拠点地方参事官室	095-845-7123
	熊本県拠点地方参事官室	096-211-9336
	大分県拠点地方参事官室	097-532-6134
	宮崎県拠点地方参事官室	0985-22-3184
	鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591
沖縄総合事務局農林水産部経営課		098-866-1628

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、
農林水産省政策統括官付　経営安定対策室（Tel：03-6744-0502）へ

お気軽に、無料電話相談　フリーダイヤル　サア　ミナハイロー
0120－38－3786
受付時間：平日9:00～17:00　自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意：携帯電話、ＰＨＳ、公衆電話及びＩＰ電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「１８６」を押してお掛けください。
左記以外にも、最寄りの地方農政局等（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、ＪＡ等）までお気軽にご連絡ください。

※　経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。▶ 経営所得安定対策　検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。